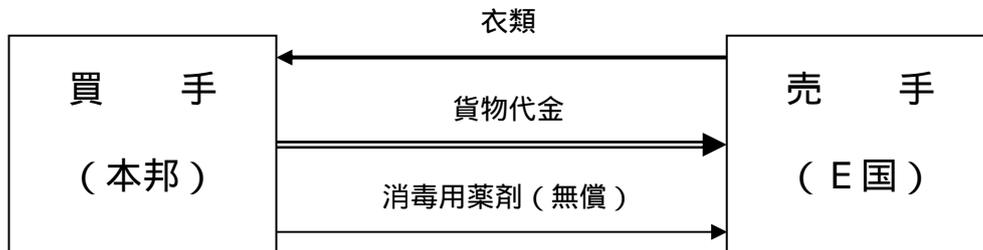


14. 輸入貨物の生産過程で使用する消毒用薬剤の費用



【照会要旨】

当社（買手）は、売手から衣類を購入（輸入）します。

当社は、輸入貨物の生産の過程において、材料である生地を消毒するために使用する薬剤を売手に無償で提供しました。

輸入貨物の課税価格を計算するにあたって、当社が無償で提供した薬剤に要する費用の額を、現実支払価格に加算する必要がありますか。

【回答要旨】

上記の取引において、貴社が無償で提供した消毒用薬剤は、「輸入貨物の生産の過程で消費された物品」に該当し、その薬剤の提供に要する費用の額を、現実支払価格に加算する必要があります。

（理由）

「輸入貨物の生産の過程で消費された物品」が買手により無償で提供された場合は、その物品に要する費用の額を、現実支払価格に加算することとされています。

【関係法令通達】

関税定率法第4条第1項第3号八

注記

この質疑事例は、照会に係る事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、納税者の方々が行う具体的な取引等に適用する場合には、この回答内容と異なる課税関係が生ずることがあることにご注意ください。

（具体的な貨物の関税評価上の取扱いについて輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。）